令和７年度　甲種防火管理再講習受講案内

消防法施行規則第２条の３第１項に規定する「甲種防火管理再講習」を次のとおり実施します。

１　受講義務対象者

この講習の受講対象者は、集会施設、飲食店、旅館、病院などの不特定多数の人が出入りする建物（同一敷地内の建物も含む）のうち、収容人員 300 人以上の防火管理者となります。

※なお、本講習は管内に在勤又は在住の方を対象としています。

※十日町地域消防本部で把握している「令和７年度末までに受講しなければならない甲種防火管理再講習対象者」への御案内となります。

２　受講義務の期限

（１）　防火管理者に選任された日から４年以上前に「甲種防火管理新規講習」又は「甲種防火管理再講習」を受講している場合は、１年以内に再講習を受講しなければなりません。

（２）　防火管理者に選任された日以前４年以内に「甲種防火管理新規講習」又は「甲種防火管理再講習」を受講している場合は、それぞれの講習受講日以後の最初の４月１日から５年以内に再講習を受講しなければなりません。

（３）　再講習を受講しない場合は、防火管理者の資格は消失しませんが、受講義務対象物の防火管理者としての資格は有しないことになります。

３　講 習 日 時

令和７年６月６日（金）

受　　付　８時 30 分　～　 ８時 50 分

講習時間　９時 00 分　～　11 時 30 分

４　会　　　場

十日町地域消防本部庁舎３階多目的ホール

十日町市四日町新田 1041 番地

５　当日持参品

受講票、筆記用具、受講料　1,700 円（テキスト代）

６　申請書受付

（１）受 付 期 間　令和７年５月７日（水）　～　令和７年５月 23 日（金）

※申込書には、甲種防火管理講習又は甲種防火管理再講習の修了証の写しを添付してください。

（２）受 付 場 所

十日町地域消防本部予防課	十日町市四日町新田第４	電話（025）757-1557
十日町地域消防署南分署	津南町卯之木	電話（025）765-2480
十日町地域消防署しぶみ分署	十日町市松之山小谷	電話（025）597-2310

【問合せ先】　〒948－0007

十日町市四日町新田 1041 番地（十日町市四日町新田第４）

十日町地域消防本部　予防課予防係　　電話（025)757-1557

甲種防火管理再講習受講申込書

十日町地域広域事務組合消防長　　様

受講番号	07　－

受講者氏名	(カナ)		
	(漢字)	(姓)	(名)
生 年 月 日	昭和　・　平成　　　　年　　　月　　　日生		
現　住　所	〒□□□－□□□□　　　　市　・　町 電話番号　　　　（　　　）		
事業所所在	選任事業所名		
	〒□□□－□□□□　　　　市　・　町 電話番号　　　　（　　　）		
現防火管理者選任年月日	昭和　・　平成　・　令和　　年　　月　　日		写真貼付 (縦)　(横) 3.0 ㎝×2.4 ㎝
修了証交付年月日	新　規	昭和・平成・令和　　年　　月　　日	
	再講習	平成・令和　　年　　月　　日	

※甲種防火管理講習又は甲種防火管理再講習の修了証の写しを添付してください。

受 講 記 録	受付	終了	契印	備　考

※太枠は、記入しないでください。

甲種防火管理再講習受講票

講　習　日	令和７年６月６日（金）　８時 30 分から受付　　9 時 00 分開始		
講 習 場 所	十日町地域消防本部庁舎３階多目的ホール （十日町市四日町新田 1041 番地）		
氏　　名		受 講 番 号	07　－

※コピーが受講票となりますので、当日に持参してください。

ご記入いただいた情報は、防火管理再講習における修了証、名簿等及び修了者のデータベースの作成として利用し、目的以外には使用しません。